須高行政事務組合公告第１号

次のとおり公募型プロポーザル方式による特定手続を行うため、提案の応募希望者を公募する。

2026 年 11 月 20 日
須高行政事務組合長　三木 正夫

１　件名　須高広域総合プール「サマーランド」指定管理に係る公募型プロポーザル

２　目的

須高行政事務組合（以下「組合」という。）は、須高広域総合プール「サマーランド」の管理運営について、安心安全な施設環境の構築、利用者の平等利用の確保とサービスの向上及び施設の適切な維持管理と管理経費の縮減を目的に、指定管理者を募集します。

３　期間　2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日までの５年間

４　応募資格

当該プロポーザルへの参加ができる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることとします。

（１）指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。
なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としないが、個人では申請することができません。

（２）須高広域総合プール「サマーランド」と同程度若しくはそれ以上の規模又は利用者数を有するプールの管理業務の実績を有すること。

（３）2025～2027 年度須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録がある者であること。（※申請書類提出締切日までに登録を行っていれば良いこととします。）

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４又は須高行政事務組合財務規則が準用する須坂市財務規則（平成２年規則第 6 号）第 104 条第 1 項の規定に該当しない者であること。

（５）構成市町村（須坂市、小布施町、高山村）入札参加資格者に係る指名停止規程に基づく指名停止期間中の者。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

（７）地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定を取り消された者でないこと。

（８）市町村税その他租税の滞納がないこと。

（９）暴力団又は暴力団員が実質的に支配する事業者又はこれに準ずる者と関わりがないこと。

(10) 須坂市、小布施町、高山村又は長野市に本社又は営業所等を有する者であること。(緊急時に迅速かつ適切な対応が執れる体制を有すること)（※指定期間の始期の日までに

事業所を設置する団体等を含む）

（11）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではない。

５　参加申込書の提出　2026 年 12 月 25 日（金）午後５時まで

６　その他

詳細は募集要項および仕様書を参照してください。

募集要項および仕様書は須坂市ホームページに掲載されております。

７　提出場所

〒382-8512　須坂市大字小山字布田 2104-36

須高行政事務組合

電話連絡：026-245-1173

ファックス：026-245-1190

Ｅメール：sukougyousei@stvnet.home.ne.jp